

青森県報

第四百七十二号

令和四年
六月十五日
(水曜日)

目次

規 則

告 示

- 青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則(市町村課) … 一
- 生活保護法による医療機関の指定 ……………… (健康福祉課) …… 一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出 ……………… (同) …… 二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 ……………… (同) …… 二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定 ……………… (高齢福祉課) …… 二
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定 ……………… (同) …… 二
- 公 告
- パーソナルコンピュータ賃貸借契約(令和四年度)に係る一般競争入札 ……………… (行政経営課) …… 三
- 県営土地改良事業計画の決定 ……………… (農村整備課) …… 四
- 右 同 ……………… (同) …… 五
- 右 同 ……………… (同) …… 五

規 則

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

青森県市町村振興基金条例施行規則(昭和四十年一月青森県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「、連署の上」を削る。

第一号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

第四号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「兼認ひんぎん」を削る。

第五号様式及び第七号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

第十号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊦」を「㊧」に改める。

第十一号様式から第十四号様式までの規定中「㊦」を「㊧」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	サカエ薬局田町
所在地	五所川原市字田町四の一
指定期日	令和 四・六・一

青森県告示第三百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年六月十五日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	相原内科小児科医院	弘前市大字青山三丁目八の二	令和 三・三・四
変更後	医療法人相原内科医院		

青森県告示第三百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年六月十五日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定期日
	青森県知事 三村 申 吾	

名称	サカエ薬局田町
所在地	五所川原市字田町四の一
指定期日	令和 四・六・一

青森県告示第三百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和四年六月十五日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定期日
名称又は主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	訪問看護ステーションいしげ五所川原	令和 四・七・一
特定非営利活動法人精神医療サポートセンター	大阪府泉佐野市鶴原二丁目一の二	五所川原市栄町三四の六	

青森県告示第三百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和四年六月十五日

青森県知事 三村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期日
名称又は主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	訪問看護ステーションいしげ五所川原	令和 四・七・一
		五所川原市栄町三四の六	

特定非営利活動法人精神医療サポートセンター	大阪府泉佐野市鶴原二丁目一-二	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションいしずえ五所川原	五所川原市栄町三四の六	令和四・七・一
-----------------------	-----------------	----------	--------------------	-------------	---------

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約（令和四年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

令和四年十一月一日から令和九年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一

又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃

貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限 令和四年七月二十日 午後五時

5 提出場所 青森市新町二丁目四の三〇 青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

6 提出部数 一部 電話 〇一七―七三四―九一六〇

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先 青森市新町二丁目四の三〇 青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

2 入札書の提出期限 電話 〇一七―七三四―九一六〇

3 開札の場所及び日時 令和四年八月四日 午後五時

4 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎東棟四階F会議室

令和四年八月五日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされないと判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等
入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札金額をもって令和四年度の契約金額とする。ただし、令和五年度から令和八年度までの各年度の契約金額は、落札金額に十二を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、令和九年度の契約金額は落札金額に七を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. August 4, 2022

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division

Department of General Affairs

Aomori Prefectural Government

2-4-30 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-734-9160

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、青女子堰地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができ。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して

六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月十六日から同年七月十三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、高館新溜池地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月十六日から同年七月十三日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、あしげ堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（ため池整備）（防災重点型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月十六日から同年七月十三日まで

三 縦覧の場所

平川市役所

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円